に従い、この課題のほかの諸々の事項を含め、WRC-15に対し、緊急の課題としてその議題に盛り込むよう指示したこと。

b)　960-1164MHzの周波数帯は、航空無線航行業務（ARNS）及び航空移動（R）業務（AM（R）S）に分配されていること。

c)　960-1164MHzの周波数帯は、国際民間航空機関（ICAO）の標準化システム及び非ICAOシステムにより使用されており、複雑な混信を生じる環境を生み出していること。

d)　放送型自動位置情報伝送・監視（ADS-B）がICAOにより定義され、識別及び位置のようなデータの航空機からの伝送に関わっていること。

e)　現在、1087.7-1092.3MHzの周波数帯は、ICAO標準に基づき、航空機から陸上の地上局への見通し内通信を含む、ADS-B信号の地上送信及び受信に使用されていること。

f)　本世界無線通信会議が、認定された国際航空標準に従って運用する航空機送信機からのADS-B送信の宇宙局による受信に限り、1087.7-1092.3MHzの周波数帯を、地球から宇宙方向の航空移動衛星（R）業務（AMS（R）S）に分配したこと。

g)　1087.7-1092.3MHzの周波数帯のAMS（R）Sへの分配は、現在送信されているADS-B信号の受信を地上からの見通し内受信を超えて拡張するものであり、ADS-Bを実装した航空機が世界中どこにいてもその所在位置を報告することを容易にすること。

h)　考慮事項c）を考慮し、全ての地上システムの正常な動作を確保するために、1087.7-1092.3MHzの周波数帯の使用について、一部の主管庁が全ての利用者を統制する必要があること。

以下を認識し、

a)　ICAOが、航空機の位置補足及び追跡のためのシステムの標準及び勧告方式（SARPs）を策定していること。

b)　国際民間航空条約第10付属書が、地上ADS-Bによる1087.7-1092.3MHzの周波数帯の使用に関わるSARPsを含んでいること。

以下に留意し、

第5.328AA号の規定に従い運用しているADS-Bの宇宙局受信の性能基準の策定及びかかる基準がICAO標準準拠のADS-B装置への変更を必要とするかは、ICAOの所掌であること。

以下を決議し、

1　AMS（R）Sシステムによる1087.7-1092.3MHzの周波数帯の使用は、認定された国際航空標準に従うこと。

2　1087.7-1092.3MHzの周波数帯のAMS（R）Sシステム（地球から宇宙）は、考慮事項c）で述べたような混信環境下においても運用できるよう設計がなされること。

3　決議事項２を考慮し、AMS（R）Sによる1087.7-1092.3MHzの周波数帯の使用は、考慮事項h）に示した所掌を有する主管庁を制約しないこと。

以下をITU無線通信部門に要請し、

緊急の課題として、1087.7-1092.3MHzの周波数帯におけるADS-Bの宇宙局による受信に関する研究を完了すること。

以下を国際民間航空機関に更に要請し、

研究に引き続き参画すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAOの注意を喚起し、研究結果が入手できるようになった場合には、その内容を伝えること。

追　　決議第426（WRC-15）　航空における遭難及び安全に関する世界的な制度の導入及び使用のためのスペクトル需要及び規制条項の研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　国際民間航空機関（ICAO）が、航空における遭難及び安全に関する世界的な制度（GADSS）の運用概念の初版を策定したこと。

b)　GADSSは、航空機の航行中の全段階並びに遭難及び緊急事態における時宜を得た識別及び位置特定を扱うことを意図していること。

c)　GADSSは、捜索及び救助（SAR）並びに飛行データの検索を支援する既存及び新規のアプリケーションを使用することを意図していること。

d)　GADSSは、地上及び宇宙の異なるアプリケーションを支援する地上及び衛星系を含むことを意図していること。

e)　現時点では、GADSSの運用概念の中の全ての要件が既存の技術によって満たされているわけではないこと。

f)　GADSSの要件を完全に満足することに寄与する新技術に基づいた将来システムが開発されつつあること。

g)　ICAOが述べたように「完全なGADSS概念は先進的方法で実現できるもの」であり、一部のアプリケーションの開発は2019年以降になる可能性があること。

h)　GADSSの性能面からみた構成要素は、ICAOにより依然定義されている最中であり、無線通信部門（ITU-R）の研究の使用に間に合うようICAOから提供されるべきこと。

i)　GADSSの導入は、全ての既存業務の保護とそれらに追加の制約を課さないことを確保する必要があること。

以下を認識し、

a)　無線通信規則には、周波数帯の分配を含め、遭難及び安全システムを支援する航空業務に関する規定があること。

b)　国際民間航空条約の第10付属書は、国際民間航空で使用されている航空電気通信システムのための国際標準及び勧告方式（SARPs）の一部であること。

以下に留意し、

GADSSの運用概念と要件は概略的なもので、その構成要素とアプリケーションは、現在、シナリオしか提供しておらず、ICAOが先進的な方法で開発中であること。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

1　ITU-Rの研究を考慮し、適切な措置を執ること。

2　更なる研究の必要性を分析し、本件に対して権限のある将来の会議の注意を喚起すべきか否かを検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

1　地上系及び衛星系の双方に関しICAOから提供された情報及び要件を考慮し、下記を含む関連する研究を行うこと。

a)　GADSSに関する無線通信の要件の定量化及び特性評価、例えば、

- GADSSの異なったシステム構成要素（例えば、航空機追尾、自律的遭難及び飛行データ回収システム）並びにそれらの運用の各段階における地上及び衛星系のデータトラヒック要件
- 人命安全のアプリケーションに関わる無線通信への要件に関する情報
- 地上及び衛星システムの性能基準

b)　関連する航空業務への現在の分配の分析及び追加のスペクトルが必要か否かの決定

c)　既存業務との共用及び／又は両立性の研究

2　既存の規制条項の研究に取りかかり、追加の規制措置の適用が必要になる可能性の有無を決定すること。

以下を国際民間航空機関に要請し、

ITU-R研究で考慮すべき要件と情報、特にITU-R要請事項1a）で述べた事項を提供することによりITU-Rの研究に積極的に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAO、国際航空運送協会（IATA）及び国際海事機関（IMO）の注意を喚起すること。